

令和7年1月 定例教育委員会

日時 令和7年1月27日(月)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について

〔教育総務課〕P.3

【審議事項】

- (1) 議案第1号 鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について
〔生涯学習・スポーツ課〕P.5
- (2) 議案第2号 鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について
〔生涯学習・スポーツ課〕P.8
- (3) 議案第3号 鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」(第2次改訂)について
〔総合教育センター〕P.13

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について
〔学校教育課〕P.19
 - (2) 令和7年度鳥取市一般会計当初予算について
〔各課〕当日配布
 - (3) 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(2月補正)について
〔各課〕当日配布
- ※説明・協議事項(1)から(3)は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。
- (4) 逢坂小学校児童の教育環境の改善に関する要望について
〔教育総務課〕P.24

【報告事項】

- (1) 令和7年第1回市議会臨時会の報告について
 - ・令和6年度鳥取市一般会計補正予算(1月補正)について
〔各課〕P.25
 - ・工事請負契約の締結について
〔文化財課〕P.27
- (2) 令和6年度通学路合同点検の結果について
〔学校保健給食課〕P.29
- (3) 令和7年鳥取市はたちのつどいの実施状況について
〔生涯学習・スポーツ課〕P.36

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について

[2月] 令和7年2月26日(水) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

[3月] 令和7年3月24日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第3会議室

① 行事報告（12月25日～1月27日）

12月	25	(水)	鳥取市スポーツ表彰委員会 冬季休業（小学校）（～1/6）（一部の学校は12/23～）	市役所本庁舎 6階 第5第6会議室
	26	(木)	冬季休業（中学校・義務教育学校）（～1/6）	
	27	(金)		
	28	(土)		
	29	(日)		
	30	(月)		
	31	(火)		
1月	1	(水)	第52回青谷町正月マラソン大会	青谷町農林漁業者トレーニングセンター発着
	2	(木)		
	3	(金)	令和7年鳥取市はたちのつどい	とりぎん文化会館 梨花ホール
	4	(土)	新春わくわく福BOOK（～6日）	気高図書館
			毛糸で動物ポンポン作りーによろよろ編ー（～5日）	あおや郷土館
	5	(日)		
	6	(月)		
	7	(火)		
	8	(水)	親子で一緒に楽しむ講座「おかねのはなし」	中央図書館
	9	(木)	アストロ宇宙教室（浜坂小学校4年生①）	浜坂小学校
	10	(金)	アストロ宇宙教室（浜坂小学校4年生②）	浜坂小学校
	11	(土)	宇宙ふしぎ探検「小接近した火星を見よう」（～13日）	さじアストロパーク
			新春イベント（～1/19） やまびこ館にGO!!鉄道の世界へいらっしやい2025	鳥取市歴史博物館
			マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館
			気高・鹿野・青谷の子どもたちによる 第20回 鳥取市児童生徒交流絵画展（～2/11）	あおや郷土館
			毛糸で動物ポンポン作りーによろよろ編ー（～12日）	あおや郷土館
	12	(日)	心躍る華やかな言葉を書いてみよう	用瀬図書館
	13	(月)		
	14	(火)		
	15	(水)	熊谷市議会視察対応	市役所本庁舎及び市民体育館エネトピアアリーナ
	16	(木)	アストロ宇宙教室（用瀬小学校4年生）	用瀬小学校
	17	(金)		
	18	(土)		
	19	(日)		
	20	(月)		
	21	(火)		
	22	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」	さじアストロパーク
	23	(木)	アストロ宇宙教室（湖南学園4年生）	湖南学園
	24	(金)	アストロ宇宙教室（稲葉山小学校4年生）	稲葉山小学校
	25	(土)	展示解説「写真展百年前の鳥取～若き男性教員の視点～」	鳥取市歴史博物館
	26	(日)	おうちだにアカデミー100年前の鳥取～大正14年の出来事～	鳥取市歴史博物館
			常設展示解説 「鳥取ゆかりの錦絵」	鳥取市歴史博物館
	27	(月)	1月定例教育委員会	6階第4会議室
			声に出してことばを楽しもう	気高図書館

②行事予定（1月28日～2月26日）

1月	28	(火)	アストロ宇宙教室（国府東小学校4年生）	国府東小学校
	29	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	30	(木)	アストロ宇宙教室（宮ノ下小学校4年生）	宮ノ下小学校
	31	(金)	アストロ宇宙教室（福部未来学園4年生）	福部未来学園
2月	1	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」	鳥取市こども科学館
			第31回旧正月万葉茶会	万葉歴史館エントランスホール
	2	(日)	冬の佐治を楽しもう「パンづくりとクイズラリー」	さじアストロパーク
	3	(月)	用瀬町みすみ大学	用瀬町総合支所
	4	(火)	鳥取市営サッカー場ネーミングライツ契約調印式	秘書課第一応接室
			熊本県荒尾市議会視察	市役所本庁舎及び市民体育館エネトピアアリーナ
	5	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	6	(木)		
	7	(金)		
	8	(土)		
	9	(日)	第30回雪まつり	さじアストロパーク
	10	(月)		
	11	(火)		
	12	(水)		
	13	(木)		
	14	(金)	用瀬町成人学級（国際交流）	用瀬町民会館
	15	(土)	冬の佐治を楽しもう「竹スキーを作って、雪あそび」（～16日）	さじアストロパーク
			鳥取市スポーツ表彰式	さざんか会館 大会議室
			鳥取市スポーツ推進委員年度末研修会	中ノ郷公民館
			鳥取市因幡万葉歴史館開館30周年記念 「国府展～紡がれる歴史と文化～」(～3/23)	鳥取市歴史博物館
			国府展関連イベント オープニングセレモニー	鳥取市歴史博物館
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	16	(日)	用瀬町卓球大会	千代南中学校体育館
	17	(月)	蔵書点検のため休館（～2/21（金））	中央図書館
	18	(火)	プラネタリウム新番組試写会	さじアストロパーク
	19	(水)	プラネタリウム オリジナル番組「宇宙の疑問にズバリお答え3」投影 開始（～6月15日）	さじアストロパーク
	20	(木)		
	21	(金)		
	22	(土)	鳥取マラソン2025ボランティア説明会	6階第7・8会議室
			あおやのあんなとこ・こんなとこPart I ～鳥取市青谷町青谷地区の魅力～（～3/23）	あおや郷土館
	23	(日)	青谷町の歴史・文化・自然～日置谷地区・勝部地区編～	鳥取市歴史博物館
			調査員が語る展示資料の裏側その2	鳥取市歴史博物館
	24	(月)		
	25	(火)		
	26	(水)	2月定例教育委員会	6階第4会議室

審議事項（１）

1 月定例教育委員会資料	
令和 7 年 1 月 2 7 日	
担当課	生涯学習・スポーツ課
電話	30-8426（内線：7851）

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正する規則
案要綱

1 改正の目的

令和 7 年 4 月 1 日付けで、鳥取市さじアストロパークに天文指導員を配置することにより、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

鳥取市さじアストロパークの職員の職に天文指導員を追加します。（第 3 条 関係）

3 施行期日

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

議案第 1 号

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 河 井 登 志 夫

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和 4 4 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「学芸員」の次に「、天文指導員」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥取市さじアストロパークに天文指導員を配置するためである。

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前（令和6年鳥取市教育委員会規則第1号により一部改正）
○鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則 昭和44年4月15日 鳥取市教育委員会規則第1号 第1条～第2条（略） （職員の職） 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。 副教育長、局長、次長、課長、室長、参事、館長、所長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、園長、副館長、副所長、主査、総括主査、係長、副園長、主幹、総括主幹、主任、社会教育主事、指導主事、司書、主事、学校嘱託員、幼稚園教諭、文化財専門員、技師、栄養士、調理員、臨床心理士、学芸員、<u>天文指導員</u>	○鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則 昭和44年4月15日 鳥取市教育委員会規則第1号 第1条～第2条（略） （職員の職） 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。 副教育長、局長、次長、課長、室長、参事、館長、所長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、園長、副館長、副所長、主査、総括主査、係長、副園長、主幹、総括主幹、主任、社会教育主事、指導主事、司書、主事、学校嘱託員、幼稚園教諭、文化財専門員、技師、栄養士、調理員、臨床心理士、学芸員

審議事項（２）

1 月定例教育委員会資料	
令和 7 年 1 月 2 7 日	
担当課	生涯学習・スポーツ課
電話	30-8426（内線：7851）

鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間について、来場者等へのサービスの向上のため、他の施設に勤務する職員と同様に休憩時間を 1 時間と改正することを目的とする。

2 改正の内容

第 2 条の勤務時間について「午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで」の勤務を「午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで」に「午後 1 時 3 0 分から午後 1 0 時まで」の勤務を「午後 1 時 1 5 分から午後 1 0 時まで」に「午後零時 4 5 分から午後 9 時 1 5 分まで」の勤務を「午後零時 3 0 分から午後 9 時 1 5 分まで」にする。

第 3 条の休憩時間を 1 時間とする。

第 4 条を削除し休息時間をなくする。

3 施行期日

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

議案第 2 号

鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の
一部改正について

鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正
する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 河 井 登志夫

鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を
改正する訓令

鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成 1 6 年
鳥取市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「午後 5 時 3 0 分」を「午後 5 時 4 5 分」に改め、同号イ中「午
後 1 時 3 0 分」を「午後 1 時 1 5 分」に改め、同条第 2 号ア中「午後 5 時 3 0 分」を
「午後 5 時 4 5 分」に改め、同号イ中「午後零時 4 5 分」を「午後零時 3 0 分」に改
める。

第 3 条中「4 5 分間」を「1 時間」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

休憩時間の変更に伴い、勤務時間の変更を行うためである。

鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成16年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 平成16年10月29日 鳥取市教育委員会訓令第4号 （目的） 第1条 （略） （勤務時間） 第2条 職員の勤務時間は、次のとおりとし、第1勤務及び第2勤務の割振りは、任命権者が定める。 （1） 4月から10月まで ア 第1勤務 午前9時から午後5時45分まで イ 第2勤務 午後1時15分から午後10時まで （2） 11月から翌年の3月まで ア 第1勤務 午前9時から午後5時45分まで イ 第2勤務 午後零時30分から午後9時15分まで （本条…一部改正〔平成22年教委訓令第1号・令和2年1号〕） （休憩時間） 第3条 職員の休憩時間は、実情により所定の勤務時間の途中に、1時	○鳥取市さじアストロパークに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 平成16年10月29日 鳥取市教育委員会訓令第4号 （目的） 第1条 （略） （勤務時間） 第2条 職員の勤務時間は、次のとおりとし、第1勤務及び第2勤務の割振りは、任命権者が定める。 （1） 4月から10月まで ア 第1勤務 午前9時から午後5時30分まで イ 第2勤務 午後1時30分から午後10時まで （2） 11月から翌年の3月まで ア 第1勤務 午前9時から午後5時30分まで イ 第2勤務 午後零時45分から午後9時15分まで （本条…一部改正〔平成22年教委訓令第1号・令和2年1号〕） （休憩時間） 第3条 職員の休憩時間は、実情により所定の勤務時間の途中に、45

間置くものとする。

(本条…全部改正〔平成18年教委訓令3号〕)

(削除)

(削除)

(週休日及び休日)

第4条 職員の週休日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 前号の日以外の日で、任命権者が、前号の規定による週休日を含めて4週間に8日となるよう職員ごとに割り振る日

2 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合は、その直後のこれらの日でない日)

分間置くものとする。

(本条…全部改正〔平成18年教委訓令3号〕)

(休息时间)

第4条 職員の休息时间(鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年鳥取市条例第38号)による改正前の鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鳥取市条例第5号)第7条に規定する休息時間をいう。)は、おおむね4時間の連続する勤務時間ごとに、15分間置くものとする。

(本条…追加〔平成18年教委訓令3号〕)

(週休日及び休日)

第5条 職員の週休日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 前号の日以外の日で、任命権者が、前号の規定による週休日を含めて4週間に8日となるよう職員ごとに割り振る日

2 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合は、その直後のこれらの日でない日)

鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」（第２次改訂）について～小学校・中学校・義務教育学校版〔教職員用〕～

１．目的及び背景

学校人権教育については、平成 31 年 4 月に取りまとめた「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」において鳥取市人権教育基本方針と、鳥取市内の小・中・義務教育学校における学校人権教育の目指すものを示し、取り組みを進めてきました。令和 6 年 4 月に「鳥取市人権施策基本方針」が 3 次改訂されたことに伴い、このたび「鳥取市人権教育基本方針及び学校人権教育推進プラン」の改訂を行うこととしました。

２．鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員構成

委員会設置にあたり、鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員会設置要綱を新たに制定し、検討委員会を設置。（委員は以下のとおり）

	区 分	所 属	氏 名
1	学 識 経 験 者	鳥取大学 地域学部 地域学科 教授	畑 千 鶴 乃
2	民 間 代 表	鳥取市人権啓発企業連絡会 (鳥取いなば農業協同組合 常勤監事)	瀬戸川 正章
3	学校教育関係者	市小学校長会代表	安 本 雅 紀
4	学校教育関係者	市中学校長会代表	鈴木 勇喜雄
5	鳥 取 市	人権政策局 局長兼人権推進課長	谷 口 恭 子
6	鳥 取 市	健康こども部こども家庭局 局長兼こども未来課長	小野澤 裕子
7	鳥 取 市	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課長	須崎 ひとみ
8	鳥 取 市	教育委員会事務局 次長兼学校教育課長	浅見 康 陽

３．基本方針改訂の経過及び今後の予定

令和 6 年	5 月 31 日	鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員会設置要綱制定
	6 月	鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員選考及び依頼
	7 月 24 日	第 1 回人権教育基本方針改訂検討委員会
	8 月 19 日	第 2 回人権教育基本方針改訂検討委員会
	9 月～10 月	関係各課等への照会
	11 月 27 日	11 月定例教育委員会
令和 7 年	12 月 10 日	12 月市議会文教経済委員会
	1 月	1 月定例教育委員会審議
	2 月	2 月市議会文教経済委員会報告
	3 月	小・中・義務教育学校へ周知

第1回人権教育基本方針改訂検討委員会（意見抜粋）

- ・同和教育がこれまで積み上げた成果を生かしながら、人権教育としてさらに発展させてきた過程をこの改訂にきちんと位置づけてはどうか。
- ・学習指導要領に則って指導する中で、同和問題は取り上げている。個別の問題を学習することを通して、最終的には人権尊重の精神の涵養を図る流れは崩さずにやっていかないといけない。
- ・今回の改訂では、子どもを取り巻く状況で、特にいじめを許さないということの中核に据えながら学校教育の中でそれを人権教育の柱にするということ。差別の問題は、子どものときから学ばないとレイシストになっていくという。学校教育の中でやはり差別の問題、特にいじめの側面から学んでいくのは非常に喫緊の教育課題であると考えてる。

第2回人権教育基本方針改訂検討委員会（意見抜粋）

- ・今、学校で何が課題かという、まさにいじめの問題である。社会が変化しても、やはり人を大事にするために自分自身がその人権意識を常に磨き続けなければならないし、他者の痛みを知って、自分事として問題を自分たちの力で解決するということが大事である。そういう我々の学校現場の思いをしっかりと今回文字にさせていただいたと思う。
- ・「人権をめぐる状況」の最後に、いじめ防止の取組を詳細に入れたのは教育委員会としてもありがたい。ここで書かれている内容は、鳥取市が今までどういう教育を進めてきたのか、何を大事にしてきたのかを例年、鳥取市に新たに転任された先生方に説明している内容でもあり、教職員に共通理解を図りたい内容でもある。自分たちの問題を自分たちで解決する自治力のある集団についても鳥取市が大事にしていることでもある。
- ・第2期の「鳥取市教育振興基本計画」の中にもいじめ防止を基軸とした人権教育の充実が盛り込まれているので整合性もとれている。地区公民館等で人権啓発事業とか防災の講習会等、様々なことを地域の活性化のために行っているが、単なる個人の知識の習得にとどまることなく、その学習の成果を地域に還元できたり自分の行動に移せたりすることが必要。

議案第3号

鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」(第2次改訂)について

鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」(第2次改訂)を次のとおり定める。

令和7年1月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

記

鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」(第2次改訂)
別紙のとおり

提案理由

令和6年4月に「鳥取市人権教施策基本方針」が3次改訂されたことに伴い、本市の人権教育の推進に関する施策についての計画を策定するためである。

改訂後	改訂前
鳥取市人権教育基本方針 （略） 本市においても、「人権尊重都市宣言」「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」の策定、<u>また、学校人権教育がめざすものや組織的な取組と連携についてまとめた「一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン」を作成し、すべての教育活動を通して、「人権のための教育」「人権としての教育」「人権が尊重される教育」「人権についての教育」の4つの側面を踏まえた学校人権教育を推進するなど、学校人権教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら取組を進めています。</u> <u>しかしながら、私たちの社会には、依然として「鳥取市人権施策基本方針」第3次改訂で示されるような様々な人権問題が存在しています。さらには、めまぐるしく変化する社会の中で、解決すべき人権課題は複雑化、多様化してきています。そうした人権問題にも対応するため、今後、さらに、人を大切にするまちづくりや人権が尊重された社会の実現をめざして、</u>私たち一人一人の積極的な行動が必要です。そのためには、人々が、自らの権利とともに他者の権利を尊重することの重要性について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。 （略）	鳥取市人権教育基本方針 （略） 本市においても、「人権尊重都市宣言」「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」を策定するなど、<u>同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら、様々な人権問題の解決に向けてこのたび「人権施策基本方針第2次改訂」をおこない、その趣旨を踏まえて「人権尊重のまちづくり」の取り組みを進めています。</u> <u>同和問題や男女共同参画に関する人権問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人等に関する様々な人権問題が依然として存在していますが、国際化、情報化など社会の変化に伴って発生しているインターネットによる人権侵害等新たな人権問題にも対応するため、今後、さらに人権が尊重された社会の実現を目指して、</u>私たち一人一人の積極的な行動が必要です。そのためには、人々が、自らの権利とともに他者の権利を尊重することの重要性について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。 鳥取市教育委員会は、以上のような観点から、教育基本法の精神にも則り、次のとおり人権教育基本方針を定め、人権教育を推進します。 （略）

1 人権をめぐる状況

(略)

我が国においては、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり・社会づくりが進められ、人権を尊重しようとする意識も、私たちの生活の中に定着してきています。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画にかかわる問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、感染症等病気にかかわる人等の人権問題が依然として存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢の変化による新たな人権問題が生じるなど、これらの問題が複雑化、多様化する中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「こども基本法」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が行われてきました。

子どもを取りまく状況も、いじめ、暴力行為、貧困や児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象が深刻化しています。「いじめ防止対策推進法」が制定され、中でもいじめ問題は社会総がかりで取り組むべき国民的課題として位置づけられましたが、いじめの問題は後を絶ちません。また、不登校や長期欠席の児童生徒数の増加など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題もあります。急激な社会の変化の中で子どもたちが自分の存在に自信をもつことができなかつたり、他者との人間関係づくりに悩んだりしている状況も見られます。このような子どもの状況は、本市においても同様に見られます。

本市では、国における人権教育の基本的な考え方や取組方等を示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」をもとに、人権尊重の精神の涵養を目的とした学校人権教育を進めてきました。また、学習指導要領における各教科・領域の目標の達成をめざす中で、学校人権教育でつけたい資質や能力を意識しながら豊かな人権感覚を育み、人格形成の基礎を培いたいと考えて

1 人権をめぐる状況

(略)

我が国においては、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり・社会づくりが進められ、人権を尊重しようとする意識も、私たちの生活の中に定着してきています。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画にかかわる問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人等の人権問題が依然として存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢の変化による新たな人権問題が生じるなど、これらの問題が複雑化、多様化する中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が行われてきました。

子どもを取りまく状況も、いじめ、暴力行為、貧困や児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象が深刻化しています。「いじめ防止対策推進法」が制定されるなど、中でもいじめ問題は社会総がかりで取り組むべき国民的課題として位置づけられました。また、不登校や長期欠席の児童生徒数の増加など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題もあります。急激な社会の変化の中で子どもたちが自分の存在に自信をもつことができなかつたり、他者との人間関係づくりに悩んだりしている状況も見られます。このような子どもの状況は、鳥取市においても同様に見られます。

鳥取市では、学校や学級での集団づくりに力を入れることにより、いじめを放置しない、いじめを生み出さない取り組みを行っているところです。また、学習指導要領における各教科・領域の目標の達成をめざす中で、人権教育でつけたい資質や能力を意識しながら豊かな人権感覚を育み人格形成の基礎を培いたいと考えております。

います。本市の学校人権教育の中核は、児童生徒にとって身近な人権問題である「いじめの未然防止」です。「鳥取市いじめ防止基本方針」を策定後、「いじめ防止対策ハンドブック」を作成・配布し、教職員における活用の推進を図るとともに、いじめはどの児童生徒にも起こりうる深刻な人権問題であるという認識のもと、いじめ防止に向けての取組を進めてきました。また、学校、家庭、地域等で共にいじめ問題について考える契機にしようと、「鳥取市 Smile プロジェクト」を立ち上げ、毎年「いじめ防止対策推進法」が公布された6月28日の前後、約1か月間を「鳥取市 Smile 月間」として、各学校においていじめ防止等に向けた児童生徒の自発的・自治的な取組を行っています。豊かな人とかかわりの中で、児童生徒の自己有用感を育成しながら、自他を大切にできたり、自分たちで問題を解決したりする集団、いわゆる「自治力のある集団」の育成に力を入れてきました。そのような集団の中で、いじめを許さない、生み出さない、そして自分たちで解決に向けて取り組むことができるよう、引き続き、こうした取組を推進していきます。

1 月定例教育委員会資料	
年月日	令和 7 年 1 月 2 7 日
担当課	教育総務課校区審議室

説明・協議事項（４）

逢坂小学校児童の教育環境の改善に関する要望について

- 1 期 日 令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木）
- 2 来庁者 逢坂むらづくり協議会 原田 信章 氏（会長）
久野 壯 氏（総務部長）
逢坂小学校 P T A 田中 敦志 氏（会長）



- 3 内 容 【原田会長（右）から河井教育長へ】

保護者には子どもの教育に対して、様々な意見や思いがある中で、開校まで 6 ～ 7 年かかると言われる新設統合を待つのではなく、子どもたちの今後の教育環境を考えれば、「逢坂小学校児童が浜村小学校へ早急に編入することを希望する。」という意見が多くあり、地域としても改めて浜村小学校へ編入することを要望する」との内容である。

- 4 今後の対応について

気高地域振興会議及び気高地域の学校統合準備委員会で報告する。その後、チラシを気高地域に全戸配布し、周知を図る。気高地域の学校統合と並行して、逢坂小学校と浜村小学校の学校関係者、保護者、地域等で構成される検討組織で浜村小学校への先行編入について検討を進める。

- 5 これまでの経過について

平成 26 月 11 月	逢坂の教育を考える会が設立される
平成 29 年 8 月	逢坂の教育を考える会より「新設統合」の要望書が出される。
令和 2 年	宝木、瑞穂、浜村 各地区より同様の要望書が出される。
令和 2 年 9 月	第 1 4 期校区審議会より 「宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校及び逢坂小学校の 4 校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、新設統合する。」の答申が出される。 <u>「逢坂小学校の小規模化の状況は緊急の課題であり、前倒しして浜村小学校に編入することも検討すること」と付記される。</u>
12 月	教育委員会は、気高中学校区の小学校のあり方についての基本方針を決定する。
12 月	逢坂の教育を考える会より、 <u>「編入の検討は行わず、一刻も早い 4 校の新設統合を最優先することを切に希望する」との要望書</u> が出される。
令和 3 年 3 月	気高地域学校統合準備委員会（前期）を設置し協議を開始する。
令和 6 年 12 月	逢坂むらづくり協議会より <u>「浜村小学校へ編入することを要望する」旨の要望書が出される。</u>

- 6 逢坂小学校の児童数について（数字は 5 月 1 日現在）

	令和 2 年度 推計全校児童	令和 2 年度 推計学級数	実際の児童数	実際の クラス数
令和 2 年度	3 0 人	4 クラス	3 0 人	4 クラス
令和 3 年度	3 2 人	4 クラス	3 1 人	4 クラス
令和 4 年度	3 3 人	5 クラス	3 0 人	4 クラス
令和 5 年度	3 3 人	4 クラス	2 0 人	3 クラス
令和 6 年度	3 1 人	4 クラス	1 6 人	4 クラス

報告事項(1)

令和7年1月市議会臨時会の報告について

令和6年度鳥取市一般会計補正予算(1月臨時補正)について

No	事業名	所属名	補正前額	補正予算 要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	職員費(教育総務課、学校教育課)	教育総務課	301,123	7,572	308,695	0	0	0	7,572	給与・期末勤勉率改定に伴う増
2	職員費(特別職)	教育総務課	14,356	215	14,571	0	0	0	215	給与・期末勤勉率改定に伴う増
3	会計年度任用職員報酬(教育総務課)	教育総務課	2,703	385	3,088	0	0	0	385	給与・期末勤勉率改定に伴う増
4	小学校会計年度任用職員報酬	教育総務課	120,270	15,486	135,756	0	0	0	15,486	給与・期末勤勉率改定に伴う増
5	中学校会計年度任用職員報酬	教育総務課	39,217	5,012	44,229	0	0	0	5,012	給与・期末勤勉率改定に伴う増
6	指導主事費(学校教育課)	学校教育課	14,464	1,772	16,236	0	0	0	1,772	給与・期末勤勉率改定に伴う増
7	事務局運営費(学校教育課)	学校教育課	6,792	367	7,159	0	0	0	367	給与・期末勤勉率改定に伴う増
8	語学指導等外国青年招致事業費	学校教育課	67,919	349	68,268	0	0	0	349	給与・期末勤勉率改定に伴う増
9	学校図書館活用推進事業費	学校教育課	160,718	20,619	181,337	0	0	0	20,619	給与・期末勤勉率改定に伴う増
10	複式学級対策事業費	学校教育課	38,528	2,179	40,707	0	0	0	2,179	給与・期末勤勉率改定に伴う増
11	教職員研修運営事業費	学校教育課	17,069	1,064	18,133	0	0	0	1,064	給与・期末勤勉率改定に伴う増
12	特別支援教育推進事業費	学校教育課	140,396	14,388	154,784	0	0	0	14,388	給与・期末勤勉率改定に伴う増

No	事業名	所属名	補正前額	補正予算 要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
13	児童生徒支援事業費	学校教育課	90,740	7,603	98,343	0	0	0	7,603	給与・期末勤勉率改定に伴う増
14	部活動推進事業費	学校教育課	33,596	577	34,173	0	0	0	577	給与・期末勤勉率改定に伴う増
15	事務局運営費(学校保健給食課)	学校保健給食課	3,151	378	3,529	0	0	0	378	給与・期末勤勉率改定に伴う増
16	職員費(学校保健給食課)	学校保健給食課	66,978	1,983	68,961	0	0	0	1,983	給与・期末勤勉率改定に伴う増
17	一般管理費(学校給食センター)	学校保健給食課	85,386	3,528	88,914	0	0	0	3,528	給与・期末勤勉率改定に伴う増
18	学校給食未納対策費	学校保健給食課	2,960	324	3,284	0	0	0	324	給与・期末勤勉率改定に伴う増
19	学校給食運営事業費	学校保健給食課	908,699	379	909,078	0	0	0	379	給与・期末勤勉率改定に伴う増
20	職員費(生涯学習・スポーツ課、文化財課、分室)	生涯学習・スポーツ課	187,909	6,109	194,018	0	0	0	6,109	給与・期末勤勉率改定に伴う増
21	会計年度任用職員報酬(分室等)	生涯学習・スポーツ課	51,644	5,136	56,780	0	0	0	5,136	給与・期末勤勉率改定に伴う増
22	職員費(さじアストロパーク)	生涯学習・スポーツ課	27,498	438	27,936	0	0	0	438	給与・期末勤勉率改定に伴う増
23	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	36,954	1,876	38,830	0	0	0	1,876	給与・期末勤勉率改定に伴う増
24	会計年度任用職員報酬(市民図書館)	中央図書館	86,694	9,793	96,487	0	0	0	9,793	給与・期末勤勉率改定に伴う増
25	職員費(市立図書館)	中央図書館	58,501	1,578	60,079	0	0	0	1,578	給与・期末勤勉率改定に伴う増

教育委員会資料	
令和7年1月27日	
担 当 課	教育委員会文化財課

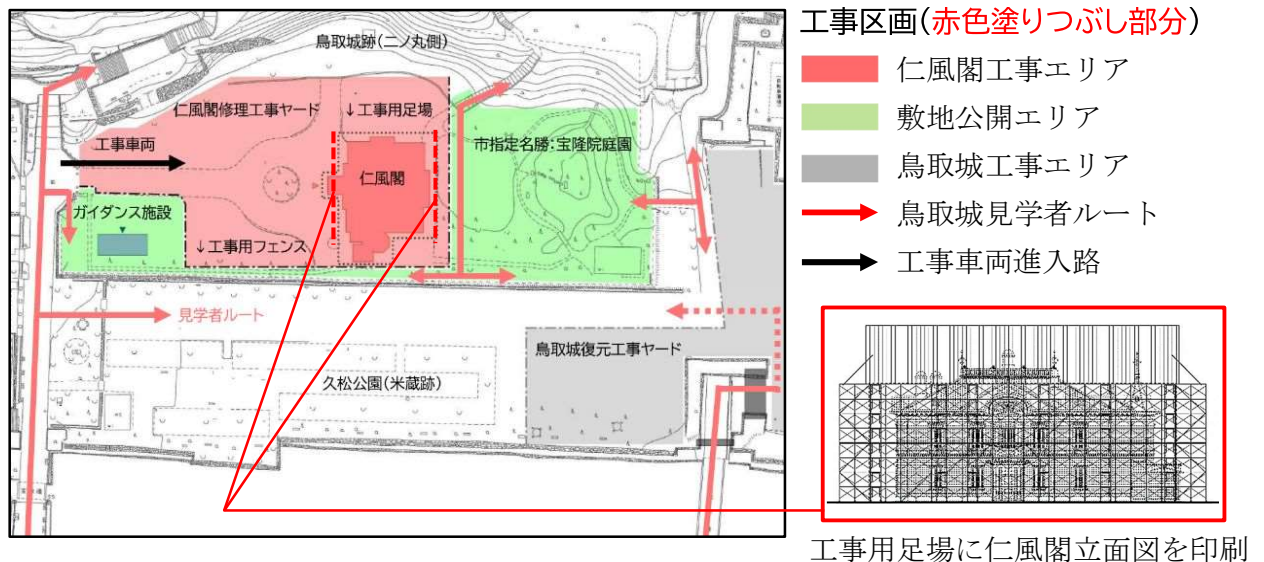
工事請負契約の締結について

1 工事の概要

国指定重要文化財 仁風閣の文化財保存修理（屋根葺替、部分修理）及び耐震補強工事を行う。

2 工事の内容

木工事、屋根工事、左官工事、建具工事、塗装工事、内装工事、構造補強工事ほか。
（構造規模：木造2階建て、建築面積 540m²、延べ床面積 1072.9m²）



3 契約の概要

- (1) 契約目的 国指定重要文化財「仁風閣」の文化財保存修理工事のため
- (2) 工事場所 鳥取市東町二丁目 地内
- (3) 工事名称 重要文化財仁風閣保存修理工事
- (4) 工事概要 屋根葺替、部分修理及び構造補強ほか
- (5) 契約方法 随意契約
- (6) 契約金額 金446,050,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金40,550,000円)
- (7) 契約の相手方
広島県広島市中区上八丁堀8番2号
清水建設株式会社広島支店
執行役員支店長 岩 垣 尚 樹

(8) 備 考

見積合せ：令和6年12月17日

仮契約日：令和6年12月26日

工 期：契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

4 今後の対応

令和7年1月17日開催の市議会の議決を受けて本契約締結後、現地着手

報告事項（２）

1 月定例教育委員会資料	
年月日	令和 7 年 1 月 2 7 日
担当課	学校保健給食課

令和 6 年度 通学路合同点検の結果について

- ◆ 点検実施時期 令和 6 年 8 月 6 日から 2 9 日
- ◆ 点 検 結 果 点検実施箇所 6 2 箇所
うち 5 8 箇所、6 9 項目の対策を実施予定

令和 6 年度通学路合同点検対策整理表

学校数	合同点検実施箇所	対策必要箇所	必要対策数
小学校（2 1 校）	4 3	4 1	5 1
中学校（4 校）	6	5	5
義務教育学校 （4 校）	1 3	1 2	1 3
合 計	6 2	5 8	6 9

※ 対策必要箇所…対策不要箇所及び対策困難箇所を除いた箇所

※ 必 要 対 策 数…対策必要箇所における実施者別の対策数（国、県、市町村、警察等）

令和6年度 通学路危険箇所対策者別一覧

学校名	点検箇所数	対策必要箇所数	必要対策数	対策実施予定者							
				道路管理者				その他 (交通安全協会等)	警察	教育委員会	学校 (PTA等)
				国	県	市	その他				
久松小	1	1	2					1	1		
醇風小	2	2	1								1
修立小	5	5	5		2			1	1	1	
日進小	2	1	2			1			1		
美保小	1	1	2		1						1
明德小	1	1	1						1		
倉田小	2	2	2			1					1
大正小	2	2	2		1	1					
世紀小	3	2	3			2			1		
湖山小	3	3	4		2	1		1			
米里小	1	1	1					1			
岩倉小	1	1	1			1					
美保南小	3	3	3			2			1		
若葉台小	3	3	4			1		2	1		
宮ノ下小	4	4	4		2	1	1				
国府東小	2	2	2			1	1				
河原第一小	1	1	1	1							
西郷小	1	1	1			1					
佐治小	3	3	7		1			3	3		
逢坂小	1	1	2			1			1		
青谷小	1	1	1						1		
小学校 計	43	41	51	1	9	14	2	9	12	1	3
南中	1	1	1		1						
桜ヶ丘中	1	0	0								
中ノ郷中	2	2	2		1		1				
河原中	2	2	2		1				1		
中学校 計	6	5	5	0	3	0	1	0	1	0	0
湖南学園	2	2	2		1					1	
福部未来	9	8	8		8						
鹿野学園	1	1	1					1			
江山学園	1	1	2			1		1			
義務教育学校 計	13	12	13	0	9	1	0	2	0	1	0
合計	62	58	69	1	21	15	3	11	13	2	3

令和6年度通学路合同点検実施箇所リスト

番号	学校名	道 路 名	理由	対策（案）	対策者	実施時期
1	久松小	市道東町12号線と山の手通りの交差点	鳥居の脇を登下校するが、横断歩道がなく、特に朝は自転車や車が多いため、歩行者にとって危険である。	①鳥居の陰にならない地点で児童が一旦止まるよう、ストップマークを貼り付ける。（施工済） ②一時停止の標識が設置できないか検討する。	①協働推進課 ②鳥取警察署	①実施済 ②未定
2	醇風小	県道192号線（鹿野街道）	学校の校門前に横断歩道をつけてほしい。少し先の横断歩道を渡らずに横切る児童や大人がいるため。	現状どおり、周辺の横断歩道を利用するよう指導する。（左右にある既存の横断歩道との距離が近いいため、横断歩道の設置は出来ない。）	学校	随時
3	醇風小	市道東町南町1号線	学校の校門前に横断歩道をつけてほしい。少し先の横断歩道を渡らずに横切る児童や大人がいるため。	現状どおり、周辺の横断歩道を利用するよう指導する。（左右にある既存の横断歩道との距離が近いいため、横断歩道の設置は出来ない。）	学校	随時
4	修立小	市道吉方温泉19号線	県道若葉台東町線から久松橋に抜ける道への進入速度が速く危険である。	県道から市道へ進入する入口にゼブラゾーン等を設けることにより、車両の速度抑制を促すよう対策を行う。	県土整備事務所	R6
5	修立小	市道立川町21号線	一方通行時間帯に逆走する車がある。	一方通行の時間帯に地区の駐在所による見回りやパトロールの強化を行う。	鳥取警察署	随時
6	修立小	県道鳥取国府線（291号）と市道立川南吉方線との交差点	S Lビル交差点の公衆電話が死角になり、スピードを出す自転車との接触が起こりそうである。	歩道に「ストップマーク」の貼付を行う（施工済）。（県住の植木は一部伐採済み。公衆電話の撤去はできないが、以前に比べて見通しは良くなっている。）	市協働推進課	実施済
7	修立小	県道鳥取国府岩美線（43号）	ラ・ムー入口の自動車交通量が多く心配である。	以前は警備員が立っており、車両の誘導等を行っていたが、現在は行っていない。地域から土地（ラムーなどの商業施設）の管理者に対し、警備員の再配置や出入り口付近にハンブを設置する等の要望を行ってもらう。（歩道に何か施して対策することは困難）	地域	未定
8	修立小	県道鳥取国府岩美線（43号）と市道立川南吉方線との交差点	交差点での信号待ちの際、場所が狭くて自転車との接触が起きそうである。	切り下げた縁石の範囲を拡大し、歩道の幅を広くすることにより、信号待ちの児童が歩道からはみ出ないような対策を検討する。	県土整備事務所	未定
9	日進小	市道1094号線（永楽通り）	・児童の急増（マンション新築）により登校班を分散させる必要があり、永楽通りの両側を登校している。 ・高校生の自転車通学、通り抜けの速度超過車、徒歩通学が輻輳する重点路線。 ・東品治交差点、末広温泉町交差点を回避する車が多く、速度も異常な速さ（永楽通りが優先道路のため弥生橋通りに合流しやすい）	①「減速」の路面標示、「通学路」の注意標識を設置する。（市道） ②速度規制を検討（警察）	①市道路課 ②鳥取警察署	①R6 ②未定
10	日進小	市道1094号線（永楽通り）	・交差点から永楽通り東側は側溝が整備されているが、交差点付近で側溝が詰まりオーバーフローする ・交差点から集合場所（アルファステイツ吉方温泉）間が冠水し、子供たちは水たまりをさけて車道側を通行している	側溝の詰まりについて、道路側は道路課が清掃済み。民地側は所有者に清掃を依頼しているが、実施したかどうかは不明。台風シーズンになるので状況を注視する。		実施不可
11	美保小	県道八坂鳥取停車場線と市道美保小学校前線の交差点	歩道のコーナー部分が狭く、停車している自転車等もあり通れなくなることがある。	地域の方が登校指導で立っているため、自転車等が道を塞いでいたら避けてもらうよう声かけを行う。場合によっては通学路の変更も検討する。（街路事業で整備済区間であるが、歩道パチ部の拡幅ができないか検討する。）	学校 県土整備事務所	随時
12	明德小	国道53号と県道鳥取鹿野倉吉線、智頭街道の交差点	4月17日17時過ぎに、放課後児童クラブを終え、帰宅途中の児童が、青信号になり横断歩道を渡っているときに、左折して横断歩道に侵入してきた車と接触し、けがをする事故があった。通行量も多く、普段から減速せず勢いよく曲がってくる車や黄色信号で突っ込んでくる車が多いとのこと。交差点付近は、運転者から歩行者が見えにくい。	横断歩道の白線塗り直しによる視認性の向上を図る。	鳥取警察署	R6

令和6年度通学路合同点検実施箇所リスト

番号	学校名	道 路 名	理由	対策（案）	対策者	実施時期
13	倉田小	市道八坂国安1号線と2号線の交差点	交差点にカーブミラーが1箇所設置されているが、どの方向から進入してきても見通しが悪く、過去には事故も発生している。	指導線（破線）を2本設置予定。設置箇所については倉田小学校と道路課にて検討を行う。	市道路課	R6
14	倉田小	県道袋河原八線坂（298号）と円通寺橋の交差点	西円通寺から円通寺橋を渡り県道298号線を横断する際、橋を渡ってきた車から見えにくく児童にとって危険なので、標識等を設置してほしい。 ガードレール等の設置があれば1つ下の横断歩道の利用も検討できる。	現状どおり、横断歩道を渡る際に注意するよう児童へ指導する。（道路標識設置等は設置不可。堤防への新たなガードレール設置も認められていない。）	学校	随時
15	大正小	県道高路古海線（189号）と市道古海63号線の交差点	登校時間の車の通行量が多い。信号があれば安全に横断することができるため。	視覚的な注意喚起として横断歩道付近のカラー舗装等ができないか検討 （直近交差点の信号機との間隔が80m程度のため信号機設置については対象外）	県土整備事務所	未定
16	大正小	市道古海54号線と10号線、21号線の交差点	朝の交通量が多く、児童が横断する際に死角になって危険。	歩道の曲がり部分を拡幅。併せて歩道の縁石を立ち上げ車両への注意喚起とする。状況に併せてカーブミラーを適切な箇所へ移設	市道路課	R7
17	世紀小	県道鳥取空港布勢線と市道古海高住線の交差点	ブロック塀が高く、見通しが悪い。また、アパートが建設されたため、交通量も多い。	①市道に一時停止を設定できるか検討する。 ②①が不可の場合は指導線（破線）が引けないか検討する。	①鳥取警察署 ②市道路課	未定
18	世紀小	市道古海高住線	ポールが立っているが、降雪時に落下の危険あり。また、降水量の多いときに水量が多く、危険。	柵か鉄の蓋を設置する。	市道路課	R6
19	世紀小	市道德尾7号線	歩道を歩けず車道にはみ出すことがあり危険	点検時には木や草が刈られていた。同様の事案が生じた場合は道路課が所有者に連絡して草刈りを指導		実施済
20	湖山小	県道鳥取空港布勢線のJR山陰線高架部分	通学時に通る歩道側にガードレールがない。（同じ県道の反対側の歩道にはある。）常に変大交通量が多い道路であり、危険である。ガードレールの設置を要望する。	転落防止柵設置について検討する。	県土整備事務所	未定
21	湖山小	市道大学通りから県道鳥取空港布勢線への出口付近（湖山小北側）	通学時に通る歩道側にガードレールがない。常に交通量が多い道路であり、さらに該当箇所はカーブ外側になっており、スピードを出した車が乗りあげてくる危険がある。ガードレールの設置を要望する。	県道部にガードレール設置の可能性を検討する。 （市道部は歩車道境界ブロックが設置されており、歩道と車道が分離されているためガードレールの設置は困難）	県土整備事務所	未定
22	湖山小	市道大学通りと市道湖山南北1号線の交差点	通学時（特に下校時）に利用する横断歩道の待機場所が見通しの悪い交差点になっており、待っている児童に気づかず車が曲がってくる。カーブミラーはついているが、待っている児童をうまく映し出していない。大きく曲がって侵入するように促すカラーで道路を塗装するなどの対策を要望する。	①既設カーブミラーの鏡面が歪んでいるため交換する。 ②地域で飛び出し注意看板を設置する。（道路課の材料支給を利用）	①市道路課 ②地域	①R6 ②R6
23	米里小	市道中大路雲山線と市道中大路1号線の交差点、中大路側入口付近	横断歩道付近をあまり減速しないで通過する車が多く、危ない。	地域で飛び出し注意看板を設置する。（道路課の材料支給を利用。通常の市道に減速ランプを設置することは困難）	地域	未定
24	中ノ郷中	県道鳥取砂丘線	歩道が無い区間があり、地元から歩道整備の要望がある。	沿道地権者の協力状況を確認しながら、歩道の整備について計画的に行えるよう検討する。	県土整備事務所	未定
25	岩倉小	市道区画道路5号線（1050）と区画道路35号線（1350）の交差点付近	県道291号から侵入した時に確認しづらい交差点	指導線（破線）を引くことを検討。付近の指導線で消えかかっているものが複数あるので一帯を確認 （一時停止義務の生じる標識を設置するのは、交通量が少ないため困難）	市道路課	未定

令和6年度通学路合同点検実施箇所リスト

番号	学校名	道 路 名	理由	対策（案）	対策者	実施時期
26	美保南小	市道宮長1号線と41号線の交差点	にしうら皮膚科に出入りする車両が多いが、ストップマーク等がなく危険であるため。	T字路における非優先道路側に指導線（破線）を引く。	市道路課	未定R6
27	美保南小	市道宮長10号線	スピードを出す車が多い。集団登校する際の通学路でもあるので、外側線を引いてほしい。	横断歩道のある交差点手前まで外側線を引く。	市道路課	R6
28	美保南小	市道宮長1号線と10号線、13号線の交差点	いなば団地入口の信号機が青色になっている際に、加速する車両が見受けられ危険なため。車両用信号の青色表示が見えにくくできないか。路面へ凹凸を設置できないか。警察には不定期に見回りしてほしい。	登下校時に担当地区の駐在所にパトロールを強化してもらう。（信号機の表示を見にくくすることはできない。通常の市道に減速ハンプを設置することは困難）	鳥取警察署	随時
29	若葉台小	市道若葉台南1号線	カーブで減速しない件は、減速の表示を道路にペイントしてもらいたい。	道路管理者が減速表示を設置可能か、可能であればどの位置が効果的かも含めて検討する。	市道路課	未定
30	若葉台小		一時停止しない件は、駐在さんにパトロールや朝の立ち番の時に注意喚起してもらう。	引き続きパトロールや注意喚起に努める。	鳥取警察署	随時
31	若葉台小		街灯は現在のLEDだと暗いのでより明るいものに変えてもらうか可能なら数を増やすかしてもらいたい。	①現在支給している防犯灯や増設の条件等について情報提供する。（暗いというだけでは交換できない。） ②DIYで防犯灯の増設（既存ポールへのソーラーライトの設置等）ができないか検討する。	①市協働推進課 ②地域	未定
32	南中	県道292号八坂鳥取停車場線	興南大橋を渡ると極端に歩道が狭くなり、特に下校時に生徒が集中する時間帯は、地域住民とのすれ違いも困難になる。	歩道の拡幅について計画的に行えるよう検討する。	県土整備事務所	未定
33	桜ヶ丘中	その他県道若葉台東町線横の洞ノ川土手	土手沿いの道で途中までガードレールがあるが、ゆめみ橋へつながる部分だけが無い。道路横は草むらで急な護岸ブロックへとつながっており、転落の危険がある。	管理道路への転落防止柵設置は支障となるため不可		実施不可
34	中ノ郷中	市道北園1号線	木を切って、だいぶ見通しが良くなったが、やぶになっていて見通しが良くない。階段を上がっていくと、上が空き家になっている。	地元に毎年の草刈り等が実施可能か確認を行う。	市河川公園課	未定
35	湖南学園	市道吉岡大畑線	市道をはさんで細い道が交差する地点が、通学路。歩行者（児童生徒）からも、市道を走行する自動車からも見えづらい。カーブミラー設置を希望。	地域で飛び出し注意看板を設置する。（道路課の材料支給を利用） →看板は設置不可となった模様。代わりに指導線の設置とストップマークの貼り直しを地元から要望される。→薄くなったストップマークの貼り直しを行う。（施工済）	市協働推進課	R6
36	湖南学園	県道金沢伏野線レーク大樹付近	道路幅が狭く（歩道もない）、側溝蓋を設置し、道路幅を広げて欲しい要望ある。	側溝への蓋設置を検討する。	県土整備事務所	未定
37	江山学園	市道竹生上味野1号線と竹生横枕1号線の交差点	R6.5月。横枕1号線を通して自転車で登校中の生徒が、上味野1合線に出た所で、出会い頭に自動車と衝突事後に遭った。 現場は、民家の脇から出る道のため、見通しが悪い。一時停止線の塗り直しと飛び出し注意を喚起する児童像看板等の設置を要望する。	①歩行者、自転車向けに、竹生横枕1号線側の交差点手前に一時停止を注意喚起するための指導線（破線）をペイントする。 ②地域で飛び出し注意看板を設置する。（道路課の材料支給を利用）	①市道路課 ②地域	①R6 ②R6

令和6年度通学路合同点検実施箇所リスト

番号	学校名	道 路 名	理由	対策（案）	対策者	実施時期
38	宮ノ下小	県道三代寺宮下線（225号）	車の出入りがあるのに、一時停止マークがないので、危険。	街路樹の剪定	県土整備事務所	R6
39	宮ノ下小	県道三代寺宮下線（225号）	トラックの出入りが多いのに出入ロー一時停止マークがない	私有地への一時停止マークの設置には関与できない。		実施不可
40	宮ノ下小	市道高岡美敷線	カーブミラーの設置はあるが、見えにくい。 道が狭く、見通しが悪い。	飛び出し注意看板を設置	国府支所	R6
41	宮ノ下小	市道高岡美敷線と美敷5号線の交差点付近	道路が広く抜け道として通行量が増加。道路を渡る際、注意が必要。信号機、横断歩道なし	カーブミラーの設置を検討	国府支所	R6
42	国府東小	県道鳥取国府岩美線と市道上麻生5号線の交差点付近	農道と思われる道を走行する車両があり、児童の通学路を横断するのが危険。	指導線及びストップマークの表示を検討	国府支所	R6
43	国府東小	市道上麻生5号線と高岡宝殿線の交差点付近	横断歩道がないため危険	ストップマークを設置	国府支所	R6
44	河原第一小	国道53号線と県道214号線が交わる交差点	信号機がなく手をあげても車がなかなか止まってくれない。 車のスピードも出ていて児童だけでは横断が危険。事故も多く一昨年度もガードレールに衝突する事故があった。	防護柵及び減速表示の施工	国土交通省	R7
45	西郷小	市道牛戸西郷小学校線	児童が通学する歩道の脇にあるコンクリート塀の両側に縦に亀裂が入っている。大きな土嚢を積み上げて倒壊を防止してあるが、非常に危険な状態である。	災害復旧工事において対応	河原支所	R7以降
46	佐治小	県道小河内加茂線（230号）	下り坂なので、スピードが出ている車が多く、また横断歩道もないため、歩行者がいることに気づきにくい。	①減速マークを表示 ②通行車両に対する現地指導 ③通学路の安全走行を促す広報を実施	①県土整備事務所 ②智頭警察署 ③佐治支所	①未定 ②、③随時
47	佐治小	国道482号線、県道230号、市道福岡加茂線	令和5年度に新規箇所として報告したが、対策不要とされた。その後、台風による災害復旧のため、トラックの出入りが激しくなり、さらに危ないと感じている。	①通行車両に対する現地指導 ②通学路の安全走行を促す広報を実施	①智頭警察署 ②佐治支所	随時
48	佐治小	市道佐治中央線	道幅が狭いため、路上駐車をしている車があると視界を遮られてしまい、危ない。	①交通安全に関する広報を実施 ②通行車両に対する現地指導	①佐治支所 ②智頭警察署	随時
49	逢坂小	県道鷲峰気高線と市道睦逢5号線の交差点付近	歩道を歩いて交差点を過ぎようとする際に、家や草などで車の往来が見えにくいことが多くて、危険だから。	①停止線の延長及び文字の塗り直し ②歩道に停止線を引く。	①智頭警察署 ②佐治支所	R6以降
50	青谷小	市道中学校2号線	横断歩道をつけてほしい。	横断歩道の設置について調査・検討	浜村警察署	未定
51	河原中	県道河原インター線と市道福和田線の交差点	歩車分離押しボタン式の信号になっているが気づかず車が発進することがある	①実態把握のうえ取締りを検討 ②生徒に対する注意喚起	①浜村警察署 ②学校	R6
52	河原中	県道杣小屋曳田線	隆起があり自転車で行くと転倒の可能性がある	一部修繕対応。全体は道路改良工事で対応	県土整備事務所	R6以降
53	福部未来学園	県道池谷福部停車場線 市道南田村中線	通学路には歩道なし。バス待ち場所は歩道でとても危険。	安全対策内容を整理（歩道整備、路肩拡幅等）したうえで予算要求を検討	県土整備事務所	未定
54	福部未来学園	県道池谷福部停車場線 市道南田村中線	横断歩道の表示、停止線が薄くなっている。通行する車はかなりのスピードを出して危険。「飛び出し危険」等の看板が急務。			対応済
55	福部未来学園	県道鳥取福部線	全体的に照明が少ない。自転車通学生の帰りが暗くて危ない。反射板などがあれば危険はだいぶ回避される。	転落防止柵への反射テープ貼付等について夜間の視認性を確認の上、検討	県土整備事務所	未定
56	福部未来学園	県道212号線	大型トラックがかなり通る。柵などがないと危険。	車両走行速度や道路線形などをふまえ車両用防護柵を設置すべき区間が整理	県土整備事務所	未定
57	福部未来学園	県道43号線	車道の幅が広い分、車のスピードが出やすい。防護柵等のガードレールがあれば、より安全になる。	車両走行速度や道路線形などをふまえ車両用防護柵を設置すべき区間が整理	県土整備事務所	未定
58	福部未来学園	県道43号線	照明灯はあるが、設置数が少ない。特に、冬場は日が落ちるのが早いので、照明灯の増加がないと危険。反射板でもあれば安全性が高まると思う。	転落防止柵への反射テープ貼付等について夜間の視認性を確認の上、検討	県土整備事務所	未定

令和6年度通学路合同点検実施箇所リスト

番号	学校名	道 路 名	理由	対策（案）	対策者	実施時期
59	福部未来学園	県道湯山鳥取線	車道は大型トラックも通るので、防護柵などがあれば安全である。また、歩道が所々草で覆われていて歩きにくい。	車両走行速度や道路線形などをふまえ車両用防護柵を設置すべき区間か整理。民地所有者と協議して除草（8/9実施済み）	県土整備事務所	未定
60	福部未来学園	県道湯山鳥取線	・とても見通しのよい道路なので車のスピードはかなり速い。車線が消えている。バス停の前に防護柵があれば安心である。	バス会社と調整のうえ車両走行速度や道路線形などをふまえ車両用防護柵を設置すべき区間か整理	県土整備事務所	未定
61	福部未来学園	県道福部停車場線	高江橋の歩道の勾配がとてもきつい。特に冬場凍結時は転倒の恐れがあり、車道側に転倒した場合、通行車両との接触事故の恐れが高い。	舗装擦り付けを検討	県土整備事務所	R6
62	鹿野学園	市道山宮今町線	児童の通学路である。道は車1台だけ通る狭さだが歩道と白線がなく、片側に用水路がある。車とすれ違う際に危険度が高まる。	「通学路注意」看板を設置	鹿野支所	R6

報告事項（３）

令和７年１月定例教育委員会	
年月日	令和７年１月２７日（月）
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和７年鳥取市はたちのつどいの実施状況について

- １ 日 程 令和７年１月３日（金）午後２時３０分～３時３０分
- ２ 会 場 とりぎん文化会館 梨花ホール
- ３ 対 象 者 ２０歳（平成１６年４月２日～平成１７年４月１日に生まれた方）で
鳥取市出身、鳥取市に在住している方または鳥取市に縁のある方
- ４ 参加者数 １，５０９名 ＊事前申込者数１，５３９名
参考：令和６年はたちのつどい参加者数１，５１５名
- ５ 内 容 **【式典】**
市長式辞
来賓祝辞（鳥取市議会議長）
二十歳の代表あいさつ
【実行委員会イベント】
オープニングムービー
クイズ大会・お楽しみ抽選会
エンドロール



式典（市長挨拶）



式典（二十歳代表挨拶）



オープニングムービー



クイズ大会



お楽しみ抽選会



実行委員あいさつ



会場の様子 (梨花ホール内)



会場の様子 (フリースペース)